

操法大会の概要及び 検討会の趣旨について

1 「消防操法」と「消防操法大会」

○ 消防操法とは？

- ・ 定 義：消防用機械器具（ポンプ車や小型動力ポンプなど）の取扱い及び操作のこと
- ・ 目 的：火災防ぎよの万全を期すこと。現場での安全管理意識や安全行動を定着させること
- ・ 基 準：消防団員が迅速、確実かつ安全に行動するための基本として、総務省消防庁により
「消防操法の基準」が定められている

○ 消防操法大会とは？

- ・ 定 義：消防団員が、定められた消防用機械器具の取扱い及び操作の基本について、
その技術の正確性や迅速性を競う大会
- ・ 目 的：操法技術のさらなる向上と、団員の士気高揚を図り、消防団活動を充実強化させること
- ・ 大会の意義：日頃の訓練成果をお披露目し、自分たちの技術のレベルを確認する場
- ・ 審査の要点：「士気・規律」「迅速な行動・動作・チームワーク」「確実な操作」
「機械器具の精通と愛護」「各隊員の安全」

2 「全国消防操法」と「宮城県消防操法大会」

○ 全国消防操法大会について

- ・主 催：総務省消防庁、公益財団法人日本消防協会
- ・開催頻度：「男性大会」と「女性大会」がそれぞれ隔年（１年交代）で開催
- ・大会の種類と競技種目：
 - ▶ 全国消防操法大会（主に男性が参加）

消防ポンプ自動車を使用した「ポンプ車操法（５名）」と、持ち運び可能な小型動力ポンプを使用した「小型ポンプ操法（４名）」の２種目が行われ、それぞれの種目について、半数の都道府県の代表隊が出場
 - ▶ 全国女性消防操法大会

軽可搬ポンプを使用した「軽可搬ポンプ操法（５名）」の１種目のみ

○ 宮城県消防操法大会について

- ・主 催：宮城県、公益財団法人宮城県消防協会
- ・開催頻度：全国消防操法大会（主に男性が参加）の開催年度に開催（隔年）
- ・競技種目：「ポンプ車操法（５名）」及び「小型ポンプ操法（４名）」の２種目
- ・出 場 隊：出場隊は宮城県消防協会地区支部ごとに各種別１隊
- ・全国大会との関係：その年の全国大会の県割当て種目で第１位の隊に全国大会出場権が与えられる
- ・県大会の歴史：本県においては、昭和43年度（1968年）に第１回大会が開催されて以来、半世紀以上にわたり、関係者の献身的な尽力によって長年維持され、県内消防団の技術向上を牽引してきた

2 「全国消防操法」と「宮城県消防操法大会」

○ 近年の宮城県操法大会の概要

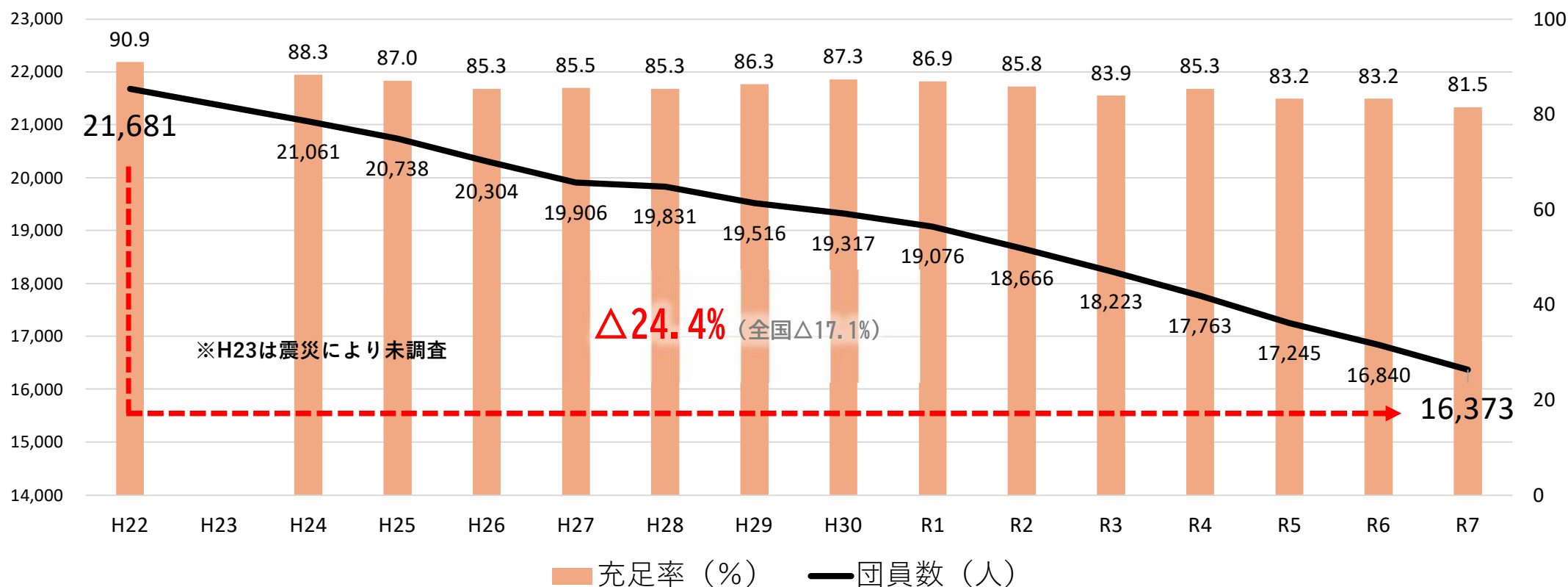
年 度	回 数	会 場	出場隊数（隊）		全国大会 出場消防団
			ポンプ車	小型ポンプ	
R 6	第 5 4 回	消防学校	5	7	石巻市消防団
R 4	第 5 3 回	消防学校	県大会中止（大雨）		気仙沼市消防団 （抽選により決定）
R 3	第 5 2 回	東松島市	全国大会中止（コロナ）		—
R 2	第 5 1 回	柴田町	全国大会中止（コロナ）		—
H 3 0	第 5 0 回	栗原市	5	8	石巻市消防団
H 2 8	第 4 9 回	富谷町	7	8	石巻市消防団
H 2 6	第 4 8 回	仙台市 （消防学校）	7	8	石巻市消防団
H 2 4	第 4 7 回	登米市	6	6	登米市消防団
H 2 2	第 4 6 回	大崎市	8	9	石巻市消防団

3 「宮城県消防操法大会のあり方検討会」の趣旨

○ 設置の背景

・ 深刻な団員減少と高齢化：

本県の消防団員数は令和7年4月1日現在で16,373人となり、東日本大震災以前と比較して24.5%（5,308人）減少し（下図）、平均年齢も48.8歳と高齢化が顕著な状況



3 「宮城県消防操法大会のあり方検討会」の趣旨

○ 設置の背景

・ 環境と意識の変化：

個人の価値観の多様化や私生活への影響など、多くの訓練を要する消防操法大会を取り巻く意識・環境が変化している

・ 全国的な課題の指摘：

総務省消防庁の報告書においても、操法大会を過度に意識した訓練や行動の形式化が指摘されており、主催者による適時適切な見直しが求められている

・ 令和8年度県大会の開催見送り：

- ▶ 従来は各地区支部を「輪番制」として、その構成市町村を会場とし開催してきたが、コロナ渦により輪番制が崩れ、令和8年度の開催に際し、地区支部に意向調査を実施した結果、すべての地区支部から「開催困難」との回答があった
- ▶ さらに令和8年度は、県内で「緊急消防援助隊全国合同訓練」が開催されるほか、消防指令センターの共同運用開始等が重なり、常備消防（消防本部）から団員への集中的な指導・支援体制を確保することが困難な状況にあった
- ▶ これらの理由から、「令和8年度県大会の開催見送り（不開催）」を決定。同時に、各地区支部から、今後の県大会のあり方について抜本的な議論を求める意見が複数あった

3 「宮城県消防操法大会のあり方検討会」の趣旨

宮城県消防操法大会のあり方検討会設置要綱 第1（目的）

「消防団等を取り巻く時代の変化を踏まえ、災害対応に必要な消防技術の向上と宮城県消防操法大会に関する負担軽減を両立させる県大会のあり方について検討するとともに、その検討成果を報告書として取りまとめることにより、県大会を通じた消防団活動の持続可能性を確保し、地域防災力の充実強化を図ることを目的として、「宮城県消防操法大会のあり方に関する検討会」を設置する。」

4 今後のスケジュールについて

○ 全体スケジュール（予定）

- ・ 全5回の検討会を通じて段階的に議論を深め、操法大会の見直しを行う。
 - ▶ 第1回（本日）： 現状・課題の共有、アンケート結果報告、検討項目の絞り込み
 - ▶ 第2回～第3回（8月～10月）： 見直し方向性の討議、具体案の提示
 - ▶ 第4回（12月）： 関係機関への意見照会結果を踏まえた見直し案（暫定案）の討議
 - ▶ 第5回（翌年2月）： 見直し案（最終案）と報告書の確認・承認
- ・ 翌年3月： 宮城県消防協会の定時理事会に報告書を提出し、令和9年度以降の操法大会の運営に反映させる。